

情答申第1号  
令和3年3月29日

海津市農業委員会  
会長 馬場政美様

海津市情報公開審査会  
会長 森正司

### 公文書部分開示決定処分に関する諮問について（答申）

令和2年3月27日付け農委第387号で諮問のあった件について、審議の結果、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 第1 審査会の結論

海津市農業委員会長（以下「実施機関」という。）が、令和2年1月24日付け農委第275号2で行った「（平成18年以降現在までの間）海津市内において、残土が不法投棄されたとか不適切に堆積されたなどとして、海津市に対処を求めたすべての案件に関する情報」に関する部分開示決定（以下「本件処分」という。）について、本件処分の不開示部分のうち、別表に掲げる不開示部分を除いて開示すべきである。

#### 第2 審査請求人の主張

##### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すべきである。

##### 2 審査請求の理由の要旨

審査請求書、弁明書に対する意見書及び口頭意見陳述によれば、審査請求人が主張する理由の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、不開示の理由がないにもかかわらず、不開示としたものであり、違法な処分である。
- (2) 不開示部分は、個人と法人が特定できる固有名詞に限らず、地図や写真、判決の事件番号、登記簿謄本の記載等、関連情報にまで広く及んでおり、酷いものである。
- (3) ○○建設（○○○○）の違法な農地転用に関する情報は、海津市情報公開条例（平成17年海津市条例第10号。以下「条例」という。）第7条第2号括弧書きの「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当する。したがって、これを条例第7条第2号の個人情報と解釈したことは重大な法令解釈の誤りである。

また、上記情報は、条例第7条第3号アにも該当しない。なぜなら、同条項アは、正当な市場競争を行う法人等を保護する規定であるところ、違法行為を繰り返す事業者には「正当な利益」を観念する余地はないからである。

- (4) 本件処分は、不開示箇所ごとに不開示理由を付しておらず、理由不備の決定であり違法である。
- (5) ○○建設(○○○○)の違法な農地転用は、現在も進行しており、建設残土の大量の盛土は、通行人等の生命身体に甚大な影響を及ぼす可能性がある。

残土不法投棄の被害者は、同様の被害の防止を強く望んでいる。違法業者による違法行為の情報を広く公開することで、海津市民の被害を防止すべきである。

### 第3 実施機関の主張

弁明書等によれば、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

#### 1 対象文書の性質

対象文書中には、特定の事業者による違法行為等が具体的に記載されている。

#### 2 部分開示とした文書とその理由

##### (1) 行政指導の段階で留まっている事案に関する文書

行政指導は具体的な処分行為ではないため、仮に行政指導が違法又は不相当であっても、行政指導の対象者には異議申立や審査請求、行政処分の取消の訴えを提起する機会すらない。

よって、個人に関する情報については、条例第7条第2号本文に該当し、事業者については、条例第7条第3号アに該当し、開示の対象とならない。

##### (2) 岐阜県知事の行政処分を受けた事案に関する文書

ア 行政処分の内容（行為者、行為地、違反内容等）については、過去に公にされた経緯はあるが、今まで公開され続けているわけではない。行政処分後10年余を経ており、現在改めて公になると、過去の行政処分と同様の社会的制裁を再び受けることになり、同時に、信用上、営業上、多大な不利益を被る。

また、行政処分事案に関する情報については、処分庁たる岐阜県知事に対する情報公開請求等により取得可能である。

よって、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある（条例第7条第3号ア）。

イ 個人又は事業者が行った違反転用行為は、人の生命や健康、生活を脅かすものとまでは言い切れず、条例第7条第2号イ及び条

例第7条第3号ただし書にも該当しない。

### 3 不開示部分の詳細

#### (1) 条例第7条第2号該当部分

##### ア 該当する情報

住所（郵便番号を含む。以下同じ。）、所在地（地番を含む。以下同じ。）、氏名（海津市職員以外の氏名）、所在地が特定できる地図及び図面、所在地が特定できる写真、個人が識別できる写真、地積及び面積、電話番号、FAX番号、メールアドレス、続柄、会社名、職業、役職名、印影、不動産登記情報、車両ナンバー、事件番号

##### イ 該当する理由

農地違反転用が行われた所在地、地積及び面積については、不動産登記情報と照合することで地権者が特定される。また、事業者との土地契約に関する情報や個々の営農状況等が明らかになり、地権者の権利利益を害するおそれがある。

所在地が特定できる地図、図面及び写真についても同様である。また、地図、図面及び写真については、不開示部分を除くと有意な情報が残らないため、条例第8条第1項ただし書に該当する。

その他の項目については、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することとなるものを含む。）」に該当する。

#### (2) 条例第7条第3号該当部分

##### ア 該当する情報

住所、法人名、代表者氏名、業種

##### イ 該当する理由

上記2のとおりである。

## 第4 審査会の判断

### 1 審査会における審査方法

#### (1) いわゆるヴォーン・インデックスの利用

本件審査請求の対象となる公文書（以下「本件公文書」という。）は、相当な文書量であった。

そこで、審査会は、迅速かつ適正な審議を行うため、実施機関から、不開示情報等を分類又は整理した資料の提出を受けた（条例第23条第3項）。

#### (2) 不開示情報等の整理

インデックスは別表のとおりである。別表記載の「分類」については、不開示情報の内容ごとに項目を整理したものである。「種別」については、文書の性質等を踏まえて個別の判断を要するものを「個

別」とし、それ以外を「共通」として整理した。また、分類ごとに、「実施機関が不開示とした理由」及び「適用条例」を整理した。

## 2 具体的な判断

### (1) 共通事項（別表N○. 1～38）の情報について

ア ○○建設（○○○○）の事業者名（氏名）、事業所所在地、住所、郵便番号、業種、電話番号に関する情報について（別表N○. 18、38）

（ア） 本件公文書は、農地違反転用等に関する文書であるところ、当該情報は、いずれも、○○建設（○○○○）にとつて土木業務等の本来的業務に関する情報である。

よって、当該情報は、「個人に関する情報」（条例第7条第2号）ではなく、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」（条例第7条第3号）に該当する。

（イ） では、当該情報は、条例第7条第3号アに該当するか。

確かに、当該情報を公にすることにより、○○建設（○○○○）には、社会的評価を損なう等の一定の不利益が生じうる。

しかし、○○建設（○○○○）による農地違反転用行為地については、直ちに農地に復元するよう幾度となく命令、催告がなされているのにも関わらず、現在も違法状態は是正されていないものと認められる。○○建設による違法行為の重大性、悪質性、危険性等を考慮すると、その不利益は○○建設（○○○○）において甘受すべきものである。

したがって、○○建設（○○○○）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは言えない。

よって、当該情報は、条例第7条第3号アに該当せず、開示が相当である。

（ウ） 本件公文書において関係者等の思想・信条及び心情が吐露され、○○○○個人の人格と密接に関連し、当該個人としての権利利益を害するおそれがあると認められる部分については、条例第7条第2号本文後段に規定される「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」に該当する。

よって当該部分については不開示が相当である。

イ 土地所在地等（土地面積、耕作地面積等、土地所在、土地地番）に関する情報について（別表N○. 3～7）

（ア） 土地面積、耕作地面積等、土地所在について（別表N○. 3～5）

当該情報はそれ自体では、特定の個人を識別することはできない。

よって、条例第7条第2号に該当し、開示が相当である。

(イ) 土地地番について（別表N○.6）

確かに、当該情報それ自体では、特定の個人を識別することはできない。

もっとも、条例第7条第2号括弧書き（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）における「他の情報」とは、公知の情報など一般人が通常入手し得る情報も含まれると解されている。そして、土地登記情報は、不動産登記法第119条により誰でも取得できる情報であり、「他の情報」に含まれる。

したがって、当該情報は、土地登記情報と照合することにより、特定の個人を識別し得るというべきである。

よって、条例第7条第2号に該当し、不開示が相当である。

(ウ) 土地地番について（別表N○.7）

当該情報は、〇〇建設（〇〇〇〇）による農地違反転用に関するものであるところ、条例第7条第2号ただし書イに該当し、開示が相当である。

なぜなら、自然災害が発生した場合など、土砂の崩落等により人の生命、財産等に危険が及ぶおそれがあり、公にすることが必要であると認められる。

ウ 土地平面図、位置図、住宅地図等の情報について（別表N○.8）

実施機関は、当該情報について、条例第7条第2号に該当するとして不開示とした。この点、当該情報も前記イ（イ）と同様に、土地登記情報と照合することにより、特定の個人を識別し得る情報である。

よって、条例第7条第2号に該当するものである。

もっとも、本件公文書における土地平面図、位置図、住宅地図等の情報は、すべて〇〇建設（〇〇〇〇）による農地違反転用行為地に係るものであり、前記イ（ウ）と同様、条例第7条第2号ただし書イに該当する。

よって、開示が相当である。

エ 現況写真（特定の個人が識別できるもの以外）について（別表N○.20）

実施機関は、現況写真（特定の個人が識別できるもの以外）の情報について、条例第7条第2号に該当するとして不開示とした。

しかし、これらの情報は、単に当時の現場状況を記録したものに過ぎず、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるとは認められない。

よって、条例第7条第2号に該当せず、開示が相当である。

才　登記記録（全部事項証明書、閉鎖登記簿、公図、字絵図）について（別表N○.9）

当該情報は、登記権利者の情報等が記録されているものであり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報である。

よって、条例第7条第2号に該当する。

もっとも当該情報はすべて○○建設（○○○○）による農地違反転用行為地に係るものであり、その土地地番については、前記イ(ウ)のとおり開示相当と判断した。

よって、条例第7条第2号ただし書イに該当し、開示が相当である。

カ　国職員職氏名、県職員職氏名、警察署職員職氏名、農業委員氏名、農業委員会長職氏名の情報について（別表N○.22～24、26）

実施機関は、当該情報について、条例第7条第2号に該当するとして不開示とした。

確かに、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第7条第2号に該当する。

しかしながら、当該情報は、公務の遂行に係る情報でもあるため、条例第7条第2号ただし書ウの該当性を検討する。

この点、一般に、公務員の職務遂行情報とは、公務員が行政機関その他の国の機関又は地方公共団体の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。そして、諸活動を説明する責務を全うする観点を踏まえると、どのような地位・立場にある者（職及び氏名）が、どのように職務を遂行しているか（職務遂行の内容）については、開示が相当である。

よって、当該情報については、条例第7条第2号ただし書ウに該当し、開示が相当である。

キ　訴訟関係文書における事件名、事件番号に関する情報について（別表N○.29、30）

(ア)　事件名について（別表N○.29）

実施機関は、当該情報について、条例第7条第2号に該当するとして不開示とした。

しかし、当該情報それ自体は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報とは認められない。

よって、条例第7条第2号本文に該当せず、開示が相当である。

(イ) 事件番号について（別表N○.30）

事件番号については、それ自体から直ちに個人を識別することができるものであるとは認められないが、民事訴訟記録は「何人も」閲覧請求ができるため（民事訴訟法第91条第1項）、事件番号を公にすることにより、訴訟記録の閲覧が可能となり、特定の個人を識別することができる。

よって、当該情報は、条例第7条第2号本文に該当すると判断する。

次に、当該情報が条例第7条第2号ただし書アに該当するか否かを検討する。

確かに、上記のとおり「何人も」訴訟記録の閲覧請求をすることができる。

しかし、訴訟記録の閲覧をする際には、訴訟記録の事件番号、当事者氏名等による特定が事実上要請されていること、秘密保護のための閲覧等の制限規定が存在すること（民事訴訟法第92条）等からすると、常に裁判所が訴訟記録の閲覧を無条件に容認するわけではない。

また、当事者及び利害関係人以外の第三者については、訴訟記録の閲覧を請求できるに過ぎず、訴訟記録の謄写等は認められていない（同法第91条第3項）。

以上のことから、事件番号は、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報とはいえず、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。

よって、条例第7条第2号ただし書アには該当せず、不開示が相当である。

ク 弁護士氏名、行政書士氏名、行政書士の郵便番号・住所・氏名・電話番号・FAX番号について（別表N○.31、33、34）

実施機関は、当該情報について、条例第7条第3号アに該当するとして不開示とした。

この点、地権者等から依頼を受けた弁護士、行政書士に係るこれらの情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報にあたる。

もっとも、当該情報は、地権者等が特定の弁護士等に業務を依頼したという情報にすぎない。また、これらの情報が開示されたとしても、本件公文書中において弁護士、行政書士が行っている業務は何ら特殊なものでもなく、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

よって、条例第7条第3号アに該当せず、開示が相当である。

ケ ○○建設（○○○○）以外の法人名、法人の代表者氏名、郵便番号、住所（所在地）、電話番号、FAX番号について（別表N○.35～37）

実施機関は、当該情報について、条例第7条第3号アに該当するとして不開示とした。そこで、同条同号アの該当性を検討する。

この点、当該法人が、○○建設（○○○○）の農地違反転用行為に加担（法令違反を認識した上で積極的な関与）していたことが明らかな場合は別として、当該情報が公開されると、当該法人の顧客や取引先等との信頼関係や信用が損なわれるおそれがあると認められる。

そして、本件公文書の情報からは、当該法人が農地違反転用行為に加担していたことが明らかであるとは判断できない。

したがって、当該情報は、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

よって、当該情報は、条例第7条第3号アに該当し、不開示が相当である。

コ その他の共通事項について（別表N○.1、2、10～17、19、21、25、27、28、32）

審査会の判断は、別表のとおりである。

(2) 個別事項（別表N○.39～61）の情報について

ア 訴訟関係文書における訴訟代理人弁護士の郵便番号、住所、氏名、電話番号、FAX番号について（別表N○.45）

実施機関は、当該情報について、条例第7条第3号アに該当するとして不開示とした。

この点、地権者等から依頼を受けた弁護士に係るこれらの情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報である。

もっとも、これらの情報が開示されたとしても、訴訟代理人としての弁護士の社会的立場や役割からすると、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

よって、条例第7条第3号アには該当せず、開示が相当である。

イ 行政処分事案所在地及び行為者（公にされているもの）について（別表N○.51）

実施機関は、当該情報について、条例第7条第3号アに該当するとして不開示とした。

この点、当該情報が処分庁により公開されており、これらの情報を開示することにより、当該法人等の、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

よって、条例第7条第3号アには該当せず、開示が相当である。

ウ その他の個別事項について（別表N○.45、51以外）

審査会の判断は、別表のとおりである。

### 3 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関の本件処分について上記第1のとおり判断する。

### 第5 付言

審査請求人は、本件処分における理由付記に不備がある旨を主張しているため、この点について付言する。

条例第11条第2項が求める理由付記は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、不開示の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨である（海津市行政手続条例第8条も同旨。）。

本件処分における理由付記をみると、「条例第7条第2号及び3号に該当」と記載するのみで、不開示部分と根拠規定との対応も不明確であり、理由提示に関する判例（最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号））に照らしても、理由付記としては不十分と言わざるを得ない。

よって、今後、実施機関は、不開示の判断を行うに際しては、上記趣旨を踏まえて、いかなる根拠によりその判断に至ったのかが分かるよう、個別具体的な理由付記に努めるべきである。

### 第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 3月27日	実施機関からの諮問
5月15日	審議（第1回）
6月17日	審議（第2回）
7月3日	審議（第3回）
7月20日	審議（第4回）
10月22日	審議（第5回） 審査請求人からの口頭意見陳述

令和 3 年 3 月 10 日	審議（第 6 回）
3 月 29 日	審議（第 7 回） 結審

別 表

No	種別	分類	実施機関が不開示とした理由	適用条例	審査会の判断	適用条例	開示、不開示の判斷
1	共通	地名等	—	—	地名等から、特定の個人を識別することはできない	第7条第2号本文にあたらない	開示
2	共通	ダンフ番号	—	—	ダンフ番号から、特定の個人を識別することはできない	第7条第2号本文にあたらない	開示
3	共通	土地面積	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる(他の情報と照合することによりととなるものを含む)	第7条第2号本文	面積から、特定の個人を識別することはできない	第7条第2号本文にあたらない	開示
4	共通	耕作地面積等	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることによりとなるものを含む(他の情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない)	第7条第2号本文	面積から、特定の個人を識別することはできない	第7条第2号本文にあたらない	開示
5	共通	土地所在	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることによりと特定の個人を識別することはできない(他の情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない)	第7条第2号本文	所在から、特定の個人を識別することはできない	第7条第2号本文にあたらない	開示
6	共通	土地地番	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることによりと特定の個人を識別することはできない(他の情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない)	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することはできない(他の情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない)	個人に関する情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない(他の情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない)	不開示
7	共通	土地平面図、位置図、住宅地図等 ※○○による違反転用行為地	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることによりと特定の個人を識別することはできない(他の情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない)	第7条第2号本文	個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報	第7条第2号ただし書、イ	開示
8	共通	登記記録（全部事項証明書、閉鎖室記帳、公園、字絵図） ※○○による違反転用行為地	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることによりと特定の個人を識別することはできない(他の情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない)	第7条第2号本文	個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報	第7条第2号ただし書、イ	開示
9	共通	地権者住所、氏名	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることによりと特定の個人を識別することはできない(他の情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない)	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することはできない(他の情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない)	個人に関する情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない(他の情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない)	不開示
10	共通	個人の住所、氏名	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることによりと特定の個人を識別することはできない(他の情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない)	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することはできない(他の情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない)	個人に関する情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない(他の情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない)	不開示
11	共通	個人の電話番号、携帯電話番号、FAX番号	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることによりと特定の個人を識別することはできない(他の情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない)	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することはできない(他の情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない)	個人に関する情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない(他の情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない)	不開示
12	共通	個人の電子メールアドレス	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることによりと特定の個人を識別することはできない(他の情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない)	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することはできない(他の情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない)	個人に関する情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない(他の情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない)	不開示
13	共通	個人の印象	個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記録等により特定の個人を識別することができ	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することはできない(他の情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない)	個人に関する情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない(他の情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない)	不開示
14	共通	勤務先会社名	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることによりと特定の個人を識別することはできない(社会的な地位、活動、経歴に関する情報)	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することはできない(他の情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない)	個人に関する情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない(他の情報と照合することによりと特定の個人を識別することはできない)	不開示

No	和別	分類	実施機関が不開示とした理由	適用条例	審査会の判断	適用条例	開示、不開示の判断
16	共通	ナンバープレート番号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができることにより、特定の個人を識別するものと異なるものを含む）	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合するものと異なるものを含む）	第7条第2号本文	不開示
17	共通	履歴	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができることにより、特定の個人を識別するものと異なるものを含む）	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができることにより、特定の個人を識別するものと異なるものを含む）	第7条第2号本文	不開示
18	共通	〇〇建設(〇〇〇〇)の事業者名（氏名） ※個人の人格と密接に関連する部分	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができることにより、特定の個人を識別するものと異なるものを含む）	—	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができることにより、特定の個人を識別するものと異なるものを含む）	第7条第2号本文	不開示
19	共通	現況写真（特定の個人が識別できるもの以外）	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができることにより、特定の個人を識別するものと異なるものを含む）	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができることにより、特定の個人を識別するものと異なるものを含む）	第7条第2号本文	不開示
20	共通	現況写真（特定の個人が識別できるもの以外） ※現況写真による違反伝用行為以外の、地番を特定することができる航空写真	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができることにより、特定の個人を識別するものと異なるものを含む）	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができることにより、特定の個人を識別するものと異なるものを含む）	第7条第2号本文	開示
21	共通	現況写真（特定の個人が識別できるもの以外） ※現況写真による違反伝用行為以外の、地番を特定することができる航空写真	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができることにより、特定の個人を識別するものと異なるものを含む）	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができることにより、特定の個人を識別するものと異なるものを含む）	第7条第2号本文	不開示
22	共通	国職員職氏名	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができることにより、特定の個人を識別するものと異なるものを含む）	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができることにより、特定の個人を識別するものと異なるものを含む）	第7条第2号本文	開示
23	共通	県職員職氏名	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができることにより、特定の個人を識別するものと異なるものを含む）	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができることにより、特定の個人を識別するものと異なるものを含む）	第7条第2号本文	開示
24	共通	警察署職員職氏名	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができることにより、特定の個人を識別するものと異なるものを含む）	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができることにより、特定の個人を識別するものと異なるものを含む）	第7条第2号本文	開示
25	共通	土地改良区職員職氏名	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができることにより、特定の個人を識別するものと異なるものを含む）	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができることにより、特定の個人を識別するものと異なるものを含む）	第7条第2号本文	不開示
26	共通	農業委員氏名、農業委員会長職氏名	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができることにより、特定の個人を識別するものと異なるものを含む）	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができることにより、特定の個人を識別するものと異なるものを含む）	第7条第2号本文	開示
27	共通	岐阜県農業会議職員職氏名	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができることにより、特定の個人を識別するものと異なるものを含む）	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができることにより、特定の個人を識別するものと異なるものを含む）	第7条第2号本文	不開示
28	共通	西濃農業協同組合会長氏名	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができることにより、特定の個人を識別するものと異なるものを含む）	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができることにより、特定の個人を識別するものと異なるものを含む）	第7条第2号本文	開示
29	共通	事件名（訴訟関係文書）	事件名から、特定の個人を識別することはできない	第7条第2号本文	事件名から、特定の個人を識別することはできない	第7条第2号本文	開示
30	共通	事件番号（訴訟関係文書） 定書	訴訟記録の閲覧手続は、事件番号・当事者名の特定が必要なだけでなく、証人名や閲覧目的を記入しなければならない。記入記録が第7条第2号ただし書、アに該当する。このように記入記録が第7条第2号ただし書、アに該当しない。	第7条第2号本文	訴訟記録の閲覧手続は、事件番号・当事者名の特定が必要なだけでなく、証人名や閲覧目的を記入しなければならない。記入記録が第7条第2号ただし書、アに該当する。このように記入記録が第7条第2号ただし書、アに該当しない。	第7条第2号本文	不開示

N o	種別	分類	実施機関が不開示とした理由	適用条例	審査会の判断	適用条例	開示、不開示の判断
31	共通	弁護士氏名	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、権利・競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある。	第7条第3号ア	原告代理人の氏名は、開示されたとしても、訴訟代理人としての弁護士上の社会的地位その他の社会的な地位が損なわれるとは認められない	第7条第3号アにあたらない	開示
32	共通	弁護士の印影	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、権利・競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある。	第7条第3号ア	弁護士の印影は訴訟関係文書に押印されたものであり、印影を事業運営上閲覧するものではない	第7条第3号ア	不開示
33	共通	行政書士氏名	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、権利・競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある。	第7条第3号ア	行政書士の氏名は、開示されている緊急事態は明らかでなく、競争行政書士が行つてある事業は特許など、競争事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれる一般に公開してよいものではない	第7条第3号アにあたらない	開示
34	共通	行政書士事務所郵便番号、住所、電話番号、FAX番号	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、権利・競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある。	第7条第3号ア	行政書士の氏名は、開示されたとしても、本件において行政書士が行つてある事業は特許など、競争行政書士が行つてある事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれる一般に公開してよいものではない	第7条第3号アにあたらない	開示
35	共通	業者（法人）名	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、権利・競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある。	第7条第3号ア	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、権利・競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある。	第7条第3号ア	不開示
36	共通	法人の代表者氏名	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、権利・競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある。	第7条第3号ア	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、権利・競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある。	第7条第3号ア	不開示
37	共通	法人等の郵便番号、住所（所在地）、電話番号、FAX番号	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、権利・競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある。	第7条第3号ア	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、権利・競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある。	第7条第3号ア	不開示
38	共通	○○建設（○○○○○）の事業者名（氏名）、事業所所在地、住所、郵便番号、業種、電話番号	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、権利・競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある。	第7条第3号ア	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、権利・競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある。	第7条第3号アにあたらない	開示
39	個別	経営費控除別票	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することにより、特定の個人を照合することができます（特定の個人の情報を含む）	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することにより、特定の個人を照合することができます（特定の個人の情報を含む）	第7条第2号本文	不開示
40	個別	原告の郵便番号、住所、氏名（訴訟関係文書）	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することにより、特定の個人を照合することができます（特定の個人の情報を含む）	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができます（特定の個人の情報を含む）	第7条第2号本文	不開示
41	個別	土地所在、地番、地籍（訴訟関係文書）	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することにより、特定の個人を照合することができます（特定の個人の情報を含む）	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができます（特定の個人の情報を含む）	第7条第2号本文	不開示
42	個別	地権者代表住所、氏名、電話番号、印影（訴訟関係文書、乙第1号証）	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することにより、特定の個人を照合することができます（特定の個人の情報を含む）	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができます（特定の個人の情報を含む）	第7条第2号本文	不開示
43	個別	地権者証明住所、氏名、電話番号、印影（訴訟関係文書、乙第1号証）	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することにより、特定の個人を照合することができます（特定の個人の情報を含む）	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができます（特定の個人の情報を含む）	第7条第2号本文	不開示
44	個別	工事登録者携帯電話番号、印影（訴訟関係文書、乙第1号証）	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することにより、特定の個人を照合することができます（特定の個人の情報を含む）	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができます（特定の個人の情報を含む）	第7条第2号本文	不開示
45	個別	訴訟代理人弁護士の郵便番号、住所、氏名、電話番号、FAX番号（訴訟関係文書）	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、権利・競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある。	第7条第3号ア	原告代理人の氏名は、開示されたとしても、訴訟代理人としての弁護士上の社会的地位その他の社会的な地位が損なわれるとは認められない	第7条第3号アにあたらない	開示

No	種別	分類	実施機関が不開示とした理由	適用条例	審査会の判断	適用条例	開示、不開示の判断
46	個別	訴訟代理人弁護士の印影（訴訟関係文書）	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人への当該事業に係る情報又は事業を営む個人への当該事業に係る情報又は事業を告するおそれがある	第7条第3号ア	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人への当該事業に係る情報又は事業を告するおそれがある	第7条第3号ア	不開示
47	個別	海浜地盤免震物候観等分布（地図、写真）	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人への当該事業に係る情報又は事業を告するおそれがある	第7条第3号ア	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人への当該事業に係る情報又は事業を告するおそれがある	第7条第3号ア	不開示
48	個別	海浜地盤処理施設及び不適正監視施設等（地図、写真）	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人への当該事業に係る情報又は事業を告するおそれがある	第7条第3号ア	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人への当該事業に係る情報又は事業を告するおそれがある	第7条第3号ア	不開示
49	個別	海浜地盤処理施設及び不適正監視施設等（地図、写真）	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人への当該事業に係る情報又は事業を告するおそれがある	第7条第3号ア	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人への当該事業に係る情報又は事業を告するおそれがある	第7条第3号ア	不開示
50	個別	借地住所、貸主住所、氏名、電話番号（土地賃借契約書）	法人その他の団体に関する情報又は事業を識別することができることにより、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができるところと異なるものを作成）	第7条第2号本文	法人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることにより、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができるところと異なるものを作成）	第7条第2号本文	不開示
51	個別	行政処分事案所在地位及び行為者（公にされていないもの）	法人その他の団体に関する情報又は事業を告するおそれがある	第7条第3号ア	法人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることにより、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができるところと異なるものを作成）	第7条第3号ア	開示
52	個別	行政処分事案所在地位及び行為者（公にされていないもの）	法人その他の団体に関する情報又は事業を告するおそれがある	第7条第3号ア	法人その他の団体に関する情報又は事業を告するおそれがある	第7条第3号ア	不開示
53	個別	郵便番号、住所、氏名、印影（農事改良組合連合会地区代表者名簿）	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることにより、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができるところと異なるものを作成）	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることにより、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができるところと異なるものを作成）	第7条第2号本文	不開示
54	個別	個人の住所、氏名、印影（訴訟関係文書、甲第2号証）	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることにより、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができるところと異なるものを作成）	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることにより、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができるところと異なるものを作成）	第7条第2号本文	不開示
55	個別	経営農地筆別票	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることにより、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができるところと異なるものを作成）	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることにより、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができるところと異なるものを作成）	第7条第2号本文	不開示
56	個別	住民票	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることにより、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができるところと異なるものを作成）	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることにより、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができるところと異なるものを作成）	第7条第2号本文	不開示
57	個別	農地基本台帳（経営農地の筆別表）	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることにより、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができるところと異なるものを作成）	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることにより、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができるところと異なるものを作成）	第7条第2号本文	不開示
58	個別	農家基本台帳	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることにより、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができるところと異なるものを作成）	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることにより、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができるところと異なるものを作成）	第7条第2号本文	不開示
59	個別	抗告人の住所、氏名、印影（訴訟関係文書）	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることにより、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができるところと異なるものを作成）	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることにより、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができるところと異なるものを作成）	第7条第2号本文	不開示
60	個別	個人の氏名（訴訟関係文書）	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることにより、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができるところと異なるものを作成）	第7条第2号本文	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることにより、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することができるところと異なるものを作成）	第7条第2号本文	不開示
61	個別	業者（法人）名（訴訟関係文書）	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人への当該事業に係る情報又は事業を告するおそれがある	第7条第3号ア	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人への当該事業に係る情報又は事業を告するおそれがある	第7条第3号ア	不開示